

バーゼル・シュタット準州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 10月23日、バーゼル・シュタット準州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

10月23日、バーゼル・シュタット準州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 飲食店（レストラン、バー、クラブ等）は、午後11時から午前6時までの営業が禁止されます。

2 適用日

2020年10月24日(土)正午以降

○バーゼル・シュタット準州発表(ドイツ語のみ)

<https://www.bs.ch/nm/2020-coronavirus-weitere-massnahme-im-kanton-basel-stadt-gd.html>

○10月21日：バーゼル・シュタット準州独自追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100105978.pdf>

○10月16日：バーゼル・シュタット準州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104427.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>